

令和6年8月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第24442号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年5月31日

判 決

5 東京都港区六本木3-7-1-1307

原 告 立 花 孝 志

被 告 上 杉 隆

同訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

10 主 文

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する令和5年9月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、160万円及びこれに対する令和5年9月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要

本件は、原告が、被告はX(旧ツイッター)に原告の名誉を毀損する内容のポストを投稿したとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、160万円及びこれに対する不法行為の後である令和5年9月17日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

25 1 前提事実(争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告は、元参議院議員で、令和5年3月まで、国政政党NHK党（以下、党名変更の前後を問わず「**NHK党**」という。）の代表を務めていた者である（甲6）。

(2) 被告は、ジャーナリストで、令和3年3月まで、NHK党の幹事長を務めていた者である（乙4）。

5 (3) 原告は、令和5年6月23日から同年7月31日までの間に、公職選挙法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反及び名誉毀損の各被疑事件（以下、併せて「**本件各事件**」という。）について、東京地方検察庁特別捜査部（以下「**東京地検特捜部**」という。）の検察官の取調べ（任意の事情聴取）を受けたが、同検察庁は、同年9月14日、本件各事件について不起訴処分とした（甲
10 1、2、6）。

(4) 被告は令和5年9月16日、X（旧ツイッター）に、以下のア及びイの各ポスト（以下、併せて「**本件ポスト**」という。）を投稿し、これらにより、原告について、①東京地検特捜部による本件各事件についての捜査が継続しているという事実（以下「**本件事実1**」という。）及び②それ以外の事件についても捜査が継続しているという事実（以下「**本件事実2**」という。）を摘示した（争いがない事実）。
15

ア 「【独自】東京地検特捜部が立花孝志氏を複数回にわたって事情聴取。本人は不起訴と言っているようだが、別件での取調べは終わっておらず、少なくとも3件の事案での捜査は継続中。勝手に捜査終了との記者発表は当局の心象（判決注・ママ）を損ねる可能性も。#東京地検特捜部 #立花孝志」

20 イ 「【独自】東京地検特捜部が立花孝志氏を複数回にわたって事情聴取。本人は不起訴と言っているようだが、捜査は終わっておらず、複数の別件で継続中。勝手に捜査終了との記者会見発表は当局の心象を損ねる可能性も。※立花さん、怖いのはわかるがもう自首したほうがよいよ」

2 主な争点及びこれに関する当事者の主張

25 (1) 争点1（本件事実2が真実か）について
（被告の主張）

本件ポストの投稿当時、原告に対して複数の事件で捜査が継続していた。したがって、本件事実2は真実である。

(原告の主張)

争う。

- 5 (2) 争点2 (被告が本件事実1及び2が真実であると信じたことについて相当の理由があるか) について

(被告の主張)

10 ア 被告は、警察、検察、その他関係者に対するそれまでの取材で、原告に対する複数の事件の捜査が継続しているとの情報を入手していた。本件各事件の不起訴処分告知書が作成されたのは令和5年9月26日であり、原告が同告知書を公表したのはその後であるから、被告は、本件ポストの投稿当時、本件各事件が不起訴処分となったことを知らなかった。したがって、被告が本件事実1が真実であると信じたことについては相当の理由がある。

15 イ 被告は、上記アのとおり、警察、検察その他関係者に対する取材等で、原告の捜査状況に関する情報を多数入手し、原告に対する複数の事件の捜査が継続していると認識していた。したがって、被告が本件事実2が真実であると信じたことについても相当の理由がある。

(原告の主張)

争う。

- 20 (3) 争点3 (損害額) について

(原告の主張)

本件ポストによって原告が被った精神的損害に対する慰謝料としては160万円が相当である。

(被告の主張)

25 争う。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因（社会的評価の低下）について

被告が本件ポストを投稿して本件事実1及び2を摘示したことは争いがないところ（前提事実(4)）、本件事実1及び2は、原告が捜査機関から被疑者として捜査を受けている旨を摘示するものであり、原告が犯罪行為を行った可能性があるとの印象を一般人に与えることになるから、同投稿が原告の社会的評価を低下させることは明らかである。そこで、以下、被告の違法性ないし責任阻却事由について検討する。

2 争点1（本件事実2の真実性）について

(1) 被告は、①令和3年2月頃、自宅や自身が代表取締役を務める会社（以下「**訴外会社**」という。）の事務所に依頼していない大量の物品が配達されたということがあり、訴外会社は同年夏頃に愛宕警察署に、被告は同年度の冬に月島警察署に、それぞれ偽計業務妨害を告訴事実とする告訴状を提出したところ、本件ポスト投稿当時、原告を被疑者としてこれらの2件の告訴に係る事件（以下「**本件告訴事件①、②**」という。）の捜査が継続中であったこと、②大橋昌信も、本件ポスト投稿以前から、原告を被告訴人として政治資金規正法違反で告訴をしていたところ、同告訴に係る事件（以下「**本件告訴事件③**」という。）についての捜査も、本件ポスト投稿当時、継続中であったことからすれば、原告について本件各事件以外の事件についても捜査が継続していたという本件事実2は真実である旨陳述（乙4）ないし供述する。

(2) そこで、本件告訴事件①、②について検討するに、証拠（乙5ないし9、被告本人）によれば、被告は、令和3年3月以降、何者かによって、自宅及び訴外会社の事務所に大量の物品が配達されるという被害（以下「**本件被害**」という。）に遭い、本件被害について警察に被疑者を不詳とする被害届を提出して相談をしたことが認められる。

しかし、本件被害について、原告が関与していたことや、現に原告を被疑者とする捜査機関による捜査（原告本人の任意の取調べを含む。）が行われていたことを裏付ける客観的証拠はない。また、被告は、上記被害届の提出後、被告及び訴外会社

が本件被害に係る各告訴状を被疑者不詳として提出したところ、警察に受理されたと認識しているし、警察は令和3年夏頃から原告を被疑者と考えて捜査をしていると認識していると供述するものの（被告本人〔29、30頁〕）、同各告訴状の受理を裏付ける証拠は何ら提出されていないし、被告本人の供述によっても、被告は、
5 同各告訴状の提出から2年以上経過しているにもかかわらず、捜査機関から同各告訴状が受理された旨の連絡も原告が本件告訴事件①、②の被疑者となった旨の連絡も受けたことはなく（被告本人〔32頁〕）、捜査機関から捜査の具体的な内容を聞いたこともない（被告本人〔32頁〕）というのであり、被告本人の供述によっても、
10 本件告訴事件①、②に関して、各告訴状が受理されているとも、原告を被疑者とする捜査が捜査機関によって実際に行われていたとも認めるには足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件ポスト投稿当時、本件告訴事件①、②につき、原告を被疑者とする捜査が現に継続していたとは認められない。

(3) また、本件告訴事件③について検討しても、大橋が原告を被告訴人とする告訴をしてこれが受理されたことについては、これを裏付ける客観的証拠は何ら提出
15 されていない上、被告本人の供述によっても、大橋の告訴状が受理されたか否かは大橋本人ではないため分からない、被告自身が当該告訴状を確認したことはないというのであって（被告本人〔9、10頁〕）、同告訴状の受理の根拠となる事情につき具体的な供述はしていない。そして、同告訴状に基づき、本件告訴事件③について
20 て原告を被疑者とする捜査が実際に行われたことを裏付ける証拠は何ら提出されていないことからすれば、被告本人の供述によっても、本件告訴事件③について、大橋の告訴状が受理されているとも、これに基づく捜査が現に行われていたとも認めるには足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件ポスト投稿当時、本件告訴事件③につき、原告を被疑者とする
25 捜査が現に継続していたとも認められない。

(4) 以上によれば、本件ポスト投稿当時、原告を被疑者として本件告訴事件①な

いし③の捜査が継続していたとは認められない。なお、本件告訴事件①ないし③以外の事件について原告に関する捜査が継続していたことについての具体的な立証もない。

したがって、本件事実2が真実であるとは認められない。

5 3 争点2（本件事実1及び2の真実相当性）について

(1) 本件事実1について

被告は、本件ポスト投稿当時、本件各事件が不起訴処分となったことを知らなかったし、原告に対する複数の事件の捜査が継続中との情報を入手していたから、本件事実1の内容が真実であると信じたことにつき相当の理由がある旨主張する。

10 しかし、原告は、本件ポスト投稿前日である令和5年9月15日に、本件各事件について不起訴処分となった旨を具体的に報告する記者会見を行っており（甲7）、被告は、同記者会見や本件事件について東京地検特捜部が嫌疑不十分で不起訴処分とした旨を報じるネットニュースの記事を引用して本件ポストを投稿していたのであるから（甲5、5の2、8の1）、同記者会見や同記事の内容を知っていたと認め
15 られるところ、そうであるにもかかわらず、これらの内容に反して、本件ポスト投稿当時、本件各事件についての捜査がなお継続中であると考えべき具体的な根拠は何ら明らかにされていない。

したがって、本件ポスト投稿当時、被告が本件事実1の内容が真実であると信じたことにつき相当の理由があったとは認められない。

20 (2) 本件事実2について

被告は、本件告訴事件①ないし③について原告を被疑者とする捜査が継続していたと認識していた旨供述するが、前記2(2)及び(3)のとおり、被告本人の供述によっても、被告は、本件告訴事件①、②についての告訴状は被疑者不詳として提出しており、その後、捜査機関から原告が被疑者となった旨の連絡を受けたことはなく、
25 捜査機関から捜査の具体的な内容を聞いたこともないこと、本件告訴事件③についても、被告自身は告訴状の受理の有無や行われている捜査の内容を確認したことも

ないことからすれば、被告において、本件ポスト投稿当時、原告について本件告訴事件①ないし③についての捜査が現に継続していたと信じることにについて相当な理由があったとは認められない。

5 なお、被告は、本件ポスト投稿当時、本件告訴事件①ないし③以外にも、取材等によって入手した情報により、原告に対する複数の事件の捜査が継続していると認識していたとも主張し、これに沿う供述をするが（被告本人〔27、28頁〕）、これを裏付ける証拠は何ら提出されていないから、同主張は採用することができない。

10 以上によれば、本件ポスト投稿当時、被告が本件各事件以外の事件についての捜査が継続中であるという本件事実2の内容が真実であると信じたことにつき相当の理由があったとは認められない。

4 争点3（損害額）について

本件事実1及び2の内容は、前記1のとおり、原告が犯罪行為を行った可能性があるとの印象を閲覧者に与え、原告の社会的評価を低下させるものである。また、本件事実1は、本件各事件についても捜査が継続しているにもかかわらず、本件各事件について不起訴処分となったとの虚偽の内容の記者会見を原告が行ったという印象を閲覧者に与えるから、この意味でも原告の社会的評価を低下させるものといえる。そして、本件ポストは広く不特定多数の者の目に触れたこと（甲4、5）、原告が元参議院議員であり（前提事実(1)）、本件ポスト投稿当時も政治団体の代表者であったこと（甲6）からすれば、本件ポスト投稿の結果生じた社会的評価の低下により原告には相応の影響が生じたものといえる。

25 他方、本件事実1は、抽象的に本件各事件についての捜査が継続中であると摘示するにとどまること、本件各事件について従前原告が取調べを受けていたことは事実であること（前提事実(3)）、本件事実2も、別件の事件名や内容について具体的に言及するものではないこと、本件ポストの投稿者である被告は令和3年3月頃に原告から記者会見で批判を受けている（被告本人〔22頁〕）など、原告と被告が対立関係にあることは一定程度周知されていたとうかがわれること、原告は本件ポスト

投稿前の令和5年3月22日に脅迫と威力業務妨害の罪で有罪の確定判決を受けたことがあること（弁論の全趣旨）等からすれば、本件事実1及び2の摘示によって新たに原告に生じた社会的評価の程度が大きかったとは認め難い。

5 以上に加え、本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件事実1及び2の摘示により原告に生じた精神的苦痛に対する慰謝料額は30万円が相当である。

第4 結論

10 以上によれば、原告の請求は30万円及びこれに対する令和5年9月17日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部


裁判長裁判官

大 哥 麻 代 

裁判官

栢 分 宏 和 

裁判官

永 瀬 雄 大 

15

20

これは正本である。

令和6年8月2日

東京地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 豊島 愛佳

